



モアヤング こもれびホーム(ユニット型介護老人福祉施設)およその月額利用料

(令和5年4月1日以降適用)

【ご入居の場合】

介護保険 負担割合	要介護度	介護保険 (単位)	A.自己負担分 (円)	B.食費 (円)	C.居住費 (円)	1日 A+B+C=合計	1ヶ月間 (30日換算)
1 割負担	1	683	683	1,445	2,200	4,328	129,840
	2	751	751			4,396	131,880
	3	824	824			4,469	134,070
	4	893	893			4,538	136,140
	5	960	960			4,605	138,150
2 割負担	1	683	1,366			5,011	150,330
	2	751	1,502			5,147	154,410
	3	824	1,648			5,293	158,790
	4	893	1,786			5,431	162,930
	5	960	1,920			5,565	166,950
3 割負担	1	683	2,049			5,694	170,820
	2	751	2,253			5,898	176,940
	3	824	2,472			6,117	183,510
	4	893	2,679			6,324	189,720
	5	960	2,880			6,525	195,750

★自己負担額は自治体発行による負担割合証に基づきます。

- ※1 介護保険対象外の日常生活費は別途ご負担いただきます。
- ※2 医療費や個別に支払う費用は含まれておりません。
- ※3 利用者負担段階が第4段階以上の方については水道光熱費を別途ご負担いただきます。
- ※4 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)【1か月あたりの介護報酬総単位数に、サービス別加算率(8.3%)・キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率を乗じた単位数】を、別途算定いたします(一単位未満の端数は四捨五入)
- ※5 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)【1か月あたりの介護報酬総単位数に、サービス別加算率(2.3%)に応じた加算率を乗じた単位数】を、別途算定いたします(一単位未満の端数は四捨五入)
- ※6 介護職員等ベースアップ等支援加算【1か月あたりの介護報酬総単位数に、サービス別加算率(1.6%)に応じた加算率を乗じた単位数】を、別途算定いたします(一単位未満の端数は四捨五入)
- ※7 福井市は地域区分7級地に該当するため、一単位あたりの単価は10.14円になります。

【介護保険負担限度額認定証をお持ちの方】

補足給付 段階	要介護度	介護保険 (単位)	A.自己負担分 (円)	B.食費 (円)	C.居住費 (円)	1日 A+B+C=合計	1ヶ月間 (30日換算)
第1段階 ・生活保護受給者 ・世帯※全員が市民税非課税 の方で、老齢福祉年金受給者 預貯金 単身「1,000万円以下」 夫婦「2,000万円以下」	1	683	683	300	820	1,803	54,090
	2	751	751			1,871	56,130
	3	824	824			1,944	58,320
	4	893	893			2,013	60,390
	5	960	960			2,080	62,400
第2段階 ・世帯※全員が市民税非課税 で、本人の年金収入額(非課税 年金を含む)と合計所得金額の 合計が80万円以下の方 預貯金 単身「650万円以下」 夫婦「1,650万円以下」	1	683	683	390	820	1,893	56,790
	2	751	751			1,961	58,830
	3	824	824			2,034	61,020
	4	893	893			2,103	63,090
	5	960	960			2,170	65,100
第3段階① ・世帯※全員が市民税非課税 で、本人の年金収入額(非課税 年金を含む)と合計所得金額の 合計が80万円超120万円以下 預貯金 単身「550万円以下」 夫婦「1,550万円以下」	1	683	683	650	1,310	2,643	79,290
	2	751	751			2,711	81,330
	3	824	824			2,784	83,520
	4	893	893			2,853	85,590
	5	960	960			2,920	87,600
第3段階② ・世帯※全員が市民税非課税 で、本人の年金収入額(非課税 年金を含む)と合計所得金額の 合計が120万円超 預貯金 単身「500万円以下」 夫婦「1,500万円以下」	1	683	683	1,360	1,310	3,353	100,590
	2	751	751			3,421	102,630
	3	824	824			3,494	104,820
	4	893	893			3,563	106,890
	5	960	960			3,630	108,900

※世帯を分離している配偶者を含みます。